

社説:認知症国家戦略 「5人に1人」時代が来る

毎日新聞 2015年01月25日

認知症の人が2025年に最大で730万人になるという推計を厚生労働省の研究班が出した。65歳以上の5人に1人である。

別の研究班の調査では12年時点で462万人と推計されており、13年間で約1・5倍にも増えることになる。決して人ごとでは済まない時代になった。官民の総力を挙げた取り組みが求められる。

政府は認知症対策の国家戦略をまとめ近く発表する。認知症になっても生きがいを持って暮らせるよう、就労継続の支援やボランティア活動など社会参加のための支援が盛り込まれる。現行の認知症対策5カ年計画（オレンジプラン）は医療や介護の施策に焦点が当てられたが、まだ介護が必要ではない認知症の初期段階の人の支援などが乏しいとも指摘されていた。

国家戦略では、医療や介護の専門職がチームで認知症の人を訪問し支える「認知症初期集中支援チーム」の設置を推進し、18年度からすべての市町村で実施することを具体策に掲げた。看護職が適切なケアができるよう認知症対応力向上研修の実施、早期診断に必要な研修をかかりつけ医6万人が受講することなども盛り込んだ。

また、認知症施策を企画・評価する際には認知症の本人や家族の意見を政策に取り入れたり、当事者がプランの評価に加わる機会を設けたりする。本人の視点を施策に反映させるのは重要である。

ただ、遅れているのは認知症の高齢者を介護する家族への支援だ。老いた親に認知症の症状が出てきたとき、冷静に受け止められる人がどのくらいいるのだろう。徘徊（はいかい）や妄想、攻撃的な言動によって疲弊し追い詰められている家族も多いはずだ。介護者の23%が抑うつ状態との調査結果もある。

これまで認知症対策といえば、予防や改善のための新薬の開発や介護施設の整備などがとくに優先的に掲げられてきたが、諸外国ではケアラー（介護者）の権利を法律で定め、家族が疲れたときに認知症の人を一時的に施設で預かる、介護の悩みを相談できる、などのサービスが整えられてきた。

来年度からの介護報酬は2・27%引き下げられる。今でさえ介護施設や介護サービスが不足しているのに、これでは家族への負担がますます重くなる。介護のために仕事を辞めざるを得ない人が増えるのは確実だ。

歌手でタレントの清水由貴子さんが母親の介護で追い詰められ自ら命を絶ったのは6年前のことだ。あれから家族支援はどのくらい進んだと言えるのか。介護をする家族の支援を後回しにしてはならない。

社説 年金給付水準 非正規や将来世代の改善図れ

読売新聞 2015年01月25日

制度の持続可能性を高め、将来の年金水準の低下を緩和するため、改革を急がねばならない。

厚生労働省の審議会が年金制度改革の具体的内容を示した報告書をまとめた。

給付抑制を図る仕組みの強化など、昨年6月に公表された年金財政検証で将来の給付水準改善の効果が確認されたものが中心だ。

現行制度は、年金財政の安定化のため、少子高齢化の進み具合に応じて自動的に給付水準を引き下げる「マクロ経済スライド」を導入している。賃金や物価の上昇分より年金の増額を小幅にとどめ、給付を抑制する仕組みだ。

問題は、物価や賃金が下がるデフレや上昇率が低い際の実施が制限されている点だ。高齢者の生活に配慮したものだが、結果として、給付抑制の遅れを招いた。

今の高齢者への給付が高止まりしたままでは、将来世代の年金財源が減り、給付水準が低下する。経済動向にかかわらず、完全実施するよう見直すべきである。

報告書が、給付抑制について「極力先送りされない工夫」を求めたのは、もったもた。高齢者の反発が予想され、与党内に慎重論もあるが、将来世代の年金を守るためには、避けて通れない。

報告書は非正規労働者の厚生年金加入を進める方針も示した。

現行の厚生年金は、正社員が中心だ。パートなどの多くが除外され、老後は満額でも月6万円程度の基礎年金しかもらえない。非正規労働者の増加に伴い、将来、低年金者が続出する恐れがある。

2016年10月から、対象拡大のため、加入基準が「労働時間が週30時間以上」から「週20時間以上」に緩和される。だが、パートの多い流通業界などの反対で、月収や企業規模に条件がつき、新たな加入者は25万人に過ぎない。

非正規労働者の年金の充実は急務である。さらなる対象拡大が欠かせない。中小企業の経営に配慮しつつ、着実に進めるべきだ。

基礎年金の保険料納付期間については、寿命の延びに対応し、今の40年間から45年間に延長することが「自然の流れ」とした。負担が増える分、年金額も増える。

超高齢社会では、より多くの人々が、できるだけ長く働き、社会・経済や社会保障制度の支え手となることが重要だ。将来世代の給付水準の改善にも役立つ。

問題は財源である。基礎年金の半分は税金で賄われる。消費税率10%への引き上げの

確実な実施にとどまらず、その先の負担増も見据えた議論が求められる。

塩崎厚労相、年金基金改革で安倍政権と不協和音

ウォール・ストリート目・ジャーナル 2015年1月24日

【東京】厚生年金や国民年金の積立金約130兆円を運用する年金積立金管理運用独立法人(GPIF)をめぐる、塩崎恭久厚生労働相は、安倍政権の高官たちと意見が対立することが多く、改革に不透明感が増しているという。事情筋が明らかにした。

塩崎厚労相も安倍内閣や厚労省の高官らも、世界最大の年金基金である GPIF が、日本国債中心の運用を他の資産に分散させ、ガバナンスを改善しながら、より積極的な投資を行う必要があるという大局的な考え方においてほとんど一致しているという。

安倍首相の就任したころから、GPIF が株式の比率を高めるだろうという期待もあり、日経平均株価は2倍近くになっている。

ところが、関係者たちによると、改革のプロセス——ロンドンを本拠とする PE 投資会社のパートナーを最近、GPIF の最高投資責任者(CIO)に就任させるなど——をめぐるのは、塩崎厚労相側と厚労省の高官、さらには安倍首相の側近の間で激しい攻防が繰り返されているという。

こうした意見の対立は、財政・金融刺激策に加え、長く低迷する日本経済に構造改革をもたらす「第3の矢」を射ろうとする安倍首相の直面する政治的難題を示している。第3の矢の改革のうち、日本の農業市場の開放に対しては農業協同組合の抵抗があるほか、労働市場の自由化も滞っている。

日本の130兆円に及ぶ年金運用資金の扱いで、すでに大きな役割を担っており、さらに深くかかわっていきたいと考えている世界の投資マネジャーたちにとって、GPIF の体制は一大関心事といえる。

塩崎厚労相は就任当初、運用を監視する理事会の設置など、ガバナンスの構造改革を優先しようとしてきた。しかし、こうした姿勢に対しては、ポートフォリオの見直しを停滞させると指摘する声もあった。

今までのところ、こうした意見の相違によって安倍首相の計画が大幅に狂わされることはなかった。21日に行ったインタビューで、塩崎厚労相は、慎重な投資戦略を示し、GPIF の CIO に就任した水野弘道氏について、「理事長が決めたことだから、そのことで私がどうこうということではないと思う」と述べた。

さらに、「安全かつ効率的な運用ができるというのが要件で、それを満たすように水野さんにはがんばってもわらないといけない。そういうことをわれわれとしても期待しているところで、それでないと、年金受給者のプラスになってくれないと困る」と話し、水野氏に対する前向きな評価を避けた。

省内に GPIF の全面改革への反対はないが、ガバナンスを重視しなければ、うまくいか

ないこともありうる、と塩崎厚労相は言う。

厚労相は GPIF がこれまで以上の投資の分散化を目指せるように、リスク管理と内部統制を強化していくと述べた。安倍内閣の広報官はコメントを控えた。

2006年に設立された GPIF とその前身である年金福祉事業団の運用姿勢は慎重で、積立金の大半を低利回りの日本国債に投資してきた。

2012年12月に首相に就任した後、安倍氏はリスクが高い投資が避けられる傾向にあるデフレマインドから日本を脱却させる手段として年金運用の改革に飛び付いた。昨年1月にスイスのダボスで開かれた世界経済フォーラムで安倍首相は「GPIFは成長につながる投資を行う」と約束した。

日本銀行出身で現在64歳の塩崎氏は、与党自民党内でも GPIF 改革支持派の急先鋒であった。同氏が2014年9月に厚労相に指名されると、外国人投資家がこの人事を歓迎したこともあり、日本の株価は上昇した。

ところがその後、塩崎厚労相の構想と、すでに進行していた計画との間に開きがあることが明らかになった。事情に詳しい人々によると、厚労相の考え方はいくつかの点において厚労省の高官よりも慎重だという。たとえばあるとき、高官たちが安全面の配慮と有能な人材を引き寄せる手段として GPIF を東京の高級高層ビルに転居させることを提案すると、塩崎氏は政府系の機関が入るには華やか過ぎると言って異議を唱えた。

塩崎氏が厚労相に就任したころ、GPIF の高官たちはすでに積立金をインフラ計画に投資するとして、より積極的な運用マネジャーを採用していた。また、資産構成の見直し——日本株への資産配分を12%から25%に引き上げる——は最終段階だった。その上、安倍内閣は、ロンドンに拠点を置く投資会社コラー・キャピタルで働いていた水野氏を CIO に就任させるということをはぼ決めていたという。

塩崎氏は、自分が最優先事項と見なしていた GPIF のガバナンスの変革を高官たちが見落としていると感じたようだ。現在の GPIF では理事長1人に権限が集中しており、CIO も理事長に直属する。塩崎氏は理事長1人ではなく、理事会で意思決定がなされるような組織改革を主張していた。

内情に詳しい人々によると、塩崎氏は水野氏の CIO としての適性についても疑問を呈し、その指名を1カ月ほど遅らせたという。水野氏は1月5日に就任した。

2014年の最後の数カ月間、厚労省は GPIF のガバナンス改革を検討するために外部の有識者たちを招集したが、厚労省年金局長で水野氏の同調者の一人でもある香取照幸氏はそうした会議への出席が禁じられていたという。

塩崎氏はまた、GPIF ガバナンス法の起草のため2人の外部の法律家を雇った。法案は、官僚が書き上げることが多い日本では珍しいことだ。

これまでのところ、ほとんどの場合、塩崎氏と意見が違う人々の思い通りになってきた。

塩崎氏はインタビューで、2015年上期の通常国会では抜本的なガバナンス法案を強引に通すよりはむしろ、香取年金局長と安倍内閣が推す細かい法案が優先されることになると認めた。

法案には、GPIFに日本人にとどまらず一流の投資のプロたちを連れてきたいと考えている水野氏にとって重要な条項が含まれる。現在の法律では、GPIFが今年中に本拠地を東京の外に移すことが義務付けられている。しかし、その新法案はGPIFの東京残留を可能にする。

塩崎氏は、この法案は「ガバナンス法案とは違う」と切り捨てた。同氏は抜本的なガバナンス法案を議論する別のパネルが設置されると述べたが、その法案がいつ成立するかについては、議論にどれだけ時間を要するかにもよるとして、いつとは言えないと述べた。

給付減るのに負担増 変わる社会保険、知って備え

保険料、3年で10万円増の試算も

日本経済新聞 2015/1/25

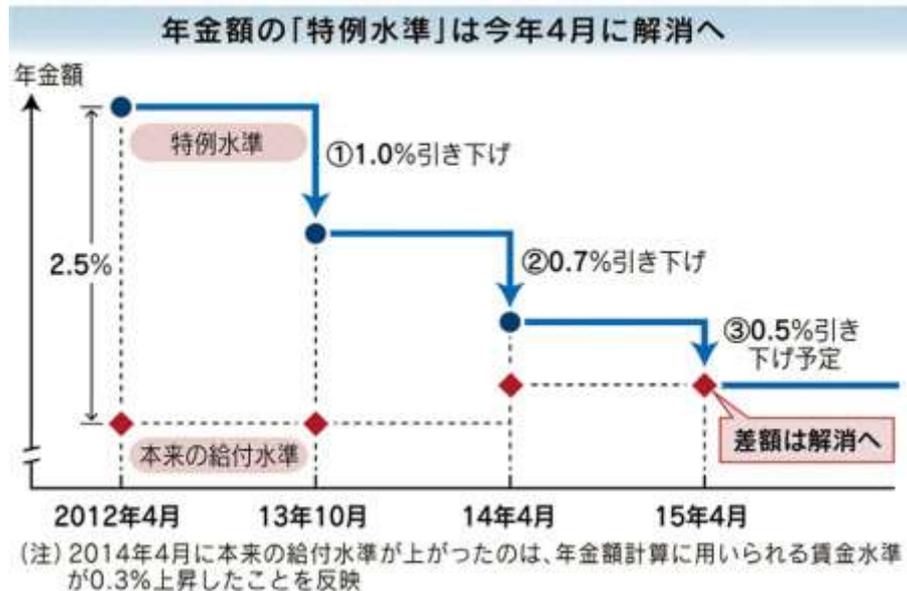
消費税の再引き上げは先送りになったが、2015年も年金や介護保険といった社会保険で見直しや改定が相次ぐ。財政が厳しい各種の社会保険は給付の減少が見込まれる半面、保険料などの負担は着実に増えており、家計に重くのしかかる。見直しや改定の内容とともに、今後の負担増加について調べてみた。

まずは今後の社会保険と税の見直しや改定のカレンダーを見てほしい。15年以降、17年まで主に負担増についてまとめた。

社会保険などで今後負担増が相次ぐ	
2015年	1月 • 健康保険の高額療養費、70歳未満の上位所得者で負担上限引き上げ
	4 • 年金額の特例水準が解消、マクロ経済スライド発動へ • 国民年金保険料が月340円上がり1万5590円へ
	8 • 介護保険で一定以上の所得がある人の自己負担割合が1割から2割へ
	9 • 厚生年金保険料率が0.354%上がり労使計17.828%へ
16	1 • 年収1200万円超の給与所得控除の上限引き下げ(所得税)
	4 • 国民年金保険料が引き上げ
	9 • 厚生年金保険料率が0.354%上がり同18.182%へ
17	1 • 年収1000万円超の給与所得控除の上限引き下げ(所得税) • 国民年金保険料が引き上げ
	6 • 年収1200万円超の給与所得控除の上限引き下げ(住民税)
	9 • 厚生年金保険料率が0.118%上がり同18.3%へ

(注) 高額療養費は低所得で一部負担減になる。国民年金保険料の引き上げ額は2016年以降は未定。各年9月に保険料率が上がる厚生年金の納付時期は10月

年金では4月に「特例水準」の解消が予定される。年金の支給額は、物価が下がり続ける中でも据え置かれ、本来より2.5%高い水準になっていた。これを元に戻すため、13年10月と14年4月に年金は引き下げられ、月に4000円以上(厚生年金の標準世帯)減った。最終回となる今回の下げ幅は0.5%となる。



年金額はもらいすぎが解消されるだけでなく、実質的な目減り時代に入る。年金額を、物価や賃金の伸びより低く抑える「マクロ経済スライド」という仕組みが発動されるためだ。

これらの措置により 15 年度の年金額は、物価・賃金上昇を下回る 1 %程度の増加にとどまる見通し。「今後も年金額は絞り込まれ、実質減額が続く」と、みずほ総合研究所の堀江奈保子 上席主任研究員は話す。

■費用負担の公平化

大きな改正が予定されるのが介護保険だ。改正ポイントはいくつかあるが、家計への影響が大きそうなのが「費用負担の公平化」だ。4月から低所得者の保険料を減らす一方、8月からは一律1割のサービスの自己負担割合を改め、年金収入 280 万円以上の人には2割に引き上げる。高齢者全体の 20%が対象になる。

「1割から2割へ」というと大したことはなさそうだが、額でいうと大きい。しかもそれが亡くなるまで続く」と話すのは社会保険労務士の井戸美枝氏。要介護1なら月に1万7000円弱の自己負担額が2倍の3万4000円弱に膨らむ。

健康保険では高額療養費制度の見直しを実施された。1カ月の医療費が上限額を超えた場合に上回った金額を払い戻す制度で、70歳未満について所得に応じた新たな限度額が導入された。年収約770万円を上回る上位所得者は、昨年までと比べると戻ってくる金額が減って自己負担が増え、年収約370万円までの人なら逆に負担減となる。

これらは主に給付の絞り込みを目的とした改定だ。財政難が続く社会保険ではサービスを利用する人だけでなく、保険料を払って制度を支えている会社員ら現役世代の負担も増える。社会保険労務士の望月厚子氏は「給与明細では実感に乏しいかもしれないが、源泉徴収票を見ると社会保険料の負担がいかに大きいか分かる」と指摘する。

ファイナンシャルプランナー (FP) のハツ井慶子氏に、厚生年金保険料が当面の上限に達する 17 年の社会保険料と税金の負担を試算してもらった。厚生年金保険料は毎年 0.354% ずつ上がり、17 年 9 月以降 18.3% になった時点で固定される。また、介護保険料はこれまでの伸び率の延長を前提にした。

健康保険については保険料率の上限が 16 年度に 13% (現行 12%) に引き上げられる見通し。試算では当初の保険料率を、協会けんぽの全国平均並みの 10% と想定。その後保険料率は上がり、17 年 4 月に 13% と、負担が大きく増えるシナリオを採用した。

2017年分の社会保険料・税金を年収別に試算すると…

(下段は14年分との比較)

	年収500万円	年収700万円	年収1000万円
厚生年金保険料	45万5288円 ↑2万5075円	63万7403円 ↑3万5105円	91万575円 ↑5万150円
健康保険料	31万8750円 ↑6万8750円	44万6250円 ↑9万6250円	63万7500円 ↑13万7500円
介護保険料	5万125円 ↑8187円	7万175円 ↑1万1463円	10万250円 ↑1万6375円
雇用保険料	2万5000円 —	3万5000円 —	5万円 —
所得税・住民税	29万4569円 ↓1万5555円	64万6621円 ↓4万3445円	140万4232円 ↓6万2064円
合計	114万3732円 ↑8万6457円	183万5449円 ↑9万9373円	310万2557円 ↑14万1961円

(注) FPのハツ井慶子さんが試算(夫が会社員、妻が専業主婦などと想定)。雇用保険料率は据え置きと仮定した

G P I F改革、議論難航＝労使代表が共同意見－厚労省審議会

時事通信 2015/01/23

厚生労働省は23日、社会保障審議会(厚労相の諮問機関)の年金部会を開き、公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人(G P I F)のガバナンス(組織体制)改革の議論を本格化させた。年金部会では検討作業班がまとめた報告書を踏まえ意見交換したが、委員の意見の隔たりが大きく、まとまらなかった。

経営側、労働側の各代表は「労使の主張が(報告書には)十分に反映されていない」として、異例の共同意見書を年金部会に提出。「被保険者の代表の意見が確実に反映されるガバナンス構造を構築すべきだ」などと要望した。

公的年金の組織改革、労使代表が反対

日本経済新聞 2015/1/23

厚生労働省は23日、社会保障審議会の年金部会を開き、公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人(G P I F)の組織改革を議論した。保険料を納める立場にある労使代表の委員が共同意見をまとめ、G P I Fの独立性の向上や金融の専門家中心の運営といった改革に反対した。塩崎恭久厚労相の方針をけん制する内容で議論の集約は難航しそうだ。

対立することが多い経団連と連合が共同で意見を出すのは異例。G P I Fについて「政

府からの独立をはかることはあってはならず、運用の責任は厚労相にある」と指摘。意思決定や監督を担う理事会に労使それぞれ2人以上の代表が入ることを求めた。保険料を納める立場から運用を点検するのが狙いだ。

大学教授ら他の委員からも労使の共同意見を評価する声が出た一方、金融機関の代表委員は独立性を高めて専門家に任せたいほうが、効率的な投資ができると主張した。

塩崎厚労相は1月召集の通常国会に、GPIFを合議制の組織に変える法案を出すとしてきた。ただ年金部会の下に設けた作業班でも労使代表らと、金融機関の代表が鋭く対立。作業班の報告書も多くの論点で両論併記にとどまっている。

介護サービス低下招く

報酬 2.27%大幅カット

人員確保に逆行

しんぶん赤旗 2015/1/23

安倍内閣は、2015年度から介護報酬（介護サービスの公定価格）を全体で2.27%引き下げます。実質0.8%減だった前回12年度に続く連続削減で、単年度で最大となった03年度の2.3%減に匹敵する大幅な切り下げです。

危機的な状況に

介護職員の処遇改善（1.65%）、認知症・中重度者対応の加算（0.56%）を加えた上での介護報酬削減であり、削減部分は実質4.48%もの大幅引き下げとなります。

今後については、すでに特別養護老人ホームや小規模デイサービスの基本報酬引き下げなどが提案されています。これが実施されると多くの事業所の経営を直撃し、介護職員の労働条件や介護サービスの後退を招くことは必至です。

全国老人福祉施設協議会は「現在でも赤字施設が3割近くに及ぶ特別養護老人ホームなどでは、やむなくボーナスカットや非正規雇用への切り替え、賃金水準の引き下げもあり得る危機的な状況に陥る恐れがある」と強調しています。

厚労省は、「処遇改善加算」によって140万人（常勤換算）に月1万2000円程度の賃上げを見込んでいると説明しています。しかし、介護で働く事務職員や理学療法士など約70万人は対象外です。しかも加算を得られるのは、職務に応じた賃金体系や研修の実施、子育て支援など労働環境が整っている事業所だけ。今でも2割弱の事業所が加算を得られていません。

保険料は10%増

厚労省は、現状の対応だけでは、介護職員が25年度に約30万人不足すると推計しており、人手確保にも逆行することになります。

財務省は、報酬引き下げによって介護費を2400億円削減でき、利用者の負担軽減になるといいます。しかし、一方で保険料は10%もアップします。

事業者団体などは「介護報酬全体の底上げこそ、処遇改善をはかる大前提である」（全日本民医連）として、公費負担の割合を増やすなど利用者負担とならないような手だてをとり、介護報酬を引き上げることを求めています。

（岩間萌子）

介護報酬は大幅削減になる

